

平成23年度 第2回 愛媛県ドメスティック・バイオレンス防止対策推進会議 委員発言概要

(1) DV防止対策について

県DV防止対策関連事業について

(塩崎会長)

DV防止啓発シールを作成するなど相談窓口の広報を行っているが、配偶者暴力相談支援センターへの相談件数が減少していることを、県はどのように捉えているのか。

(男女参画課)

より身近な市町の相談窓口が充実してきたため、配偶者暴力相談支援センターへの相談が減少したのではないかと考えており、決して相談や事案が減少しているとは捉えていない。

(稲見委員)

私たち人権擁護委員も、高校生へのDV未然防止講座に取り組んでおり、県が作成している「若年層向けデートDV防止啓発用パンフレット」と人権擁護委員が作成したチラシを使用し、今年度は約3,300名を対象に実施する予定である。県内すべての高校で実施したいが、それは困難であるので、県でも、引き続き高校生のためのDV未然防止講座を1校でも多く実施して欲しい。

また、今年度は少年院でもDV未然防止講座を開催したが好評であった。

(郷田委員)

各高校への講座案内は、どのように行っているのか。

(男女参画課)

人権教育課、高校教育課に協力をお願いするとともに、年度末にすべての高校に対して案内文を送付している。

(郷田委員)

先生方も、高校生がDVについて学ぶことの重要性を理解していると思うが、様々な文書が届くなかで、講座の案内が埋もれてしまうこともある。個人的なつながりを通じて学校に依頼すれば、より印象に残って効果的ではないかと思う。

(中村委員)

高校生のためのDV未然防止講座を行った1,990名は、すべて3年生なのか。

(男女参画課)

講座は、3年生だけではなく全校生徒を対象としている。

なお、今年度作成した「DV未然防止教育資料(生徒用)」は、予算の都合もあり、23年度は高校3年生のみの配布となったが、24年度はすべての高校生に配布するよう計画している。

(稲見委員)

デートDV防止啓発講座の受講生アンケート結果で、「受講した感想は？」の問いに、「有意義だった」という回答が23年度は40.9%と低い数字になっているが、何か原因は

あるのか。

（男女参画課）

講座を行っている大学や学年、性別、人数などが毎年異なっており、同じ条件のもとでのアンケートではないので、このような結果になったのかもしれない。講座内容が、22年度までと23年度で変わっていないので、これという原因は分からない。

（塩崎会長）

講座を受けた時期が、試験の直前であったり学園祭前であったりすると、学生は落ち着いて講座を受けられず、少なからず気分に影響が出たのかもしれない。

（宮崎副会長）

愛媛大学では、これまで文系学部で講座を実施していたが、23年度は工学部で講座を実施した。工学部は8割が男子学生であり、それが結果に影響したのかもしれない。

（塩崎会長）

「有意義だった」との回答は少ないようだが、学生がDVについて学ぶことが重要ではないかと思う。

（郷田委員）

各高校が講座を申し込むのは教育委員会に申し込むのか。

（男女参画課）

男女参画課へ申し込んでいただく。

（塩崎会長）

人権擁護委員は11月頃から年末に、県は年度末に講座の案内をしているとのことだが、学校にはいつ案内するのが効果的なのか。

（宮崎副会長）

年度始めに年間計画を立てると思われるので、3月、4月頃がよいのではないか。

（稲見委員）

現在、DV未然防止講座は高校生が対象だが、できれば中学3年生から行いたい。中学3年生くらいから男女交際は始まっており、少しでも若い時期にDVについて学ぶことが大切だと考える。

また、小中学校の教員がDVについて学ぶということは、児童虐待の観点からも勉強になると思うので、小中学校の教員向け研修も行ってはどうか。教員自らが学ぶことによって、子ども達をみる視点も違ってくると思うので検討いただきたい。

（郷田委員）

DVも含め、子どもをめぐる問題や課題はたくさんあり、それらに対応する教員への研修や指導も大変重要である。DVの家庭で育つ子どもへの対応や児童相談所との連携について、教員に研修を行うことも大事であり、大きな課題である。

中学では、薬物乱用防止教室の実施が義務付けられており、年1～2時間は行うことになっている。中学生も、はじめは自分達には関係ないというような意識だが、話を聞

けば他人事ではないことが分かる。こうした教育はやればそれなりに意義があり、自分自身や友達を大切にすることにつながる。DV未然防止教育も同じではないか。

配偶者暴力相談支援センターにおける相談状況について

(中村委員)

県外で事件が発生し、愛媛県へ避難するなど、県を越えての保護事例はあるのか。他県出身の学生もいるので、他県との連携はどのようになっているのか伺いたい。

(子育て支援課)

DV被害者の多くは加害者の追及を逃れるため、できるだけ遠くに避難したいと要望されることが多く、他県から本県施設への受入れ事例はある。また、本県から他県へ依頼した事例もある。

身近な窓口である市町をはじめ、他県とも情報共有するなど連携は取れている。

(加藤委員)

「DV被害者一時保護の年度別推移」をみると、23年度が減少しているが何か原因はあるのか。

(子育て支援課)

特別な原因はないが、23年度については12月末現在の件数であるので、あと3ヶ月でもう少し増えると思われる。しかしながら、20年度に比べると半数近くになっており、数字のみを見ると減少しているが、DV被害者が減少しているとは考えておらず、依然として深刻な状況にあるものと考えている。

(佐伯委員)

50代のDV被害者が増えたとのことであったが、何か原因はあるのか。

(稲見委員)

人権擁護委員で「女性の人権ホットライン」という電話相談を受け付けているが、50代など年を取った方からの離婚相談が増えている。子どもが成長するまでは、経済的な理由や子どものことを考えて我慢するが、子どもが自立すると、我慢の限界となり、離婚を考えるという傾向にある。離婚原因はDVだけではないので、男女共同参画の視点からも、男女の意識を変えていく取り組みが必要である。

(市川委員)

離婚の相談が増えただけでなく、調停や訴訟も増えているのを実感するが、DVが直接の原因となっているケースはそんなに多くない。ただ、法律相談をしていると、以前に比べ暴力を振るわれるということが離婚理由になりうるということで、診断書を取ってきている方が多くなっているように思う。いろいろな情報により、DVを受けるということ、DVに対する意識は高まっているのかなと思う。

DV防止対策連絡会の協議内容について

(中村委員)

提案議題 について、看護、医療の立場から、加害者の病理性についても検討する必要があるのではないかと考える。社会的地位も高く、立派だった人が急変した場合には、脳に腫瘍や血腫があり疾患が発症したということも考えられる。そういった医療知識を

相談員は持っているのか。また、相談機関がそういったことを医療機関に相談できる体制づくり、医療機関との連携というのも重要ではないか。

(男女参画課)

DV防止対策連絡会では、日本司法支援センターから、加害者の強制入院や措置入院、精神疾患についても注意する必要があるのではないかという意見があった。県としても、相談員への研修において、保健師や保健センターとの連携について話をしており、相談員にも知識はあると考えている。

(塩崎会長)

高齢者夫妻であれば、包括支援センターへつなぎ、福祉の中での対応が可能であるが、若い世代は持って行き場がない。社会的な条件整備の中で、若い世代への対応が足りていないと思う。

(中村委員)

めったにない事だが、小児看護の現場で、急に太ったので生活が悪いのだろうと思っていたら腫瘍があったとか、飲み込みにくいという症状が生活背景からだろうと思っていたら腫瘍だったとかを何度か体験した。医療的な視点から、病的なものの除外も視野に入れた対応も必要ではないかと考える。

(稲見委員)

加害者対策が遅れていると思う。加害者自らが自分の行動を省みて相談するというのは非常に少ない。加害者更生プログラムなどもあるようだが、加害者が自分で更生しようとはなかなか思わない。

(2) DV防止基本計画関係事業進行計画(案)について

(稲見委員)

「被害者支援に関わる職員に対する研修」の中で、今後検討いただきたい案件がある。愛媛県における人工妊娠中絶の多さ、なかでも20歳未満の若い世代の件数の多さが気になる。DVにも関係しているし、教育にも関係していると思う。

性教育を行っているとは思いますが、男女交際における安易な性行為からの妊娠、そして、出産しても経済的に育てられないから中絶ということになっているのではないか。

親がDVをしている家庭の子どもが、家に帰っても面白くないので性行為に走るとか、DVによる性行為の強要による望まない妊娠など、DVが関係しているとも考えられる。いろいろな要因が考えられるとは思いますが、県として、この現状をどう捉え、どのような施策を立てていくのか、検討していただきたい。

(子育て支援課)

DV被害者の望まない妊娠、中絶ということもあるので、DV相談担当職員研修の講師選定にあたり検討することは可能である。

(3) 意見交換

テーマ：「性犯罪被害者に対する相談体制の整備について」

(郷田委員)

現在、男女共同参画センターで性犯罪被害者からの相談を受け付けているのか。相談員は何名いるのか。

（男女参画課）

相談員3名が、「性・性被害」についても相談に応じている。

（塩崎会長）

内閣府からは、性犯罪被害者の相談窓口であることを明示する看板を掲げるよう求められているのか。

（男女参画課）

内閣府では、性犯罪被害に関する相談を受けることを広報誌やリーフレット、ホームページ等で対外的に明示することを想定している。看板を掲げてしまうと、身近な相談窓口であるはずの相談機関の敷居が高くなってしまうことも考えられるので、そこまでは求めていない。

（中村委員）

性犯罪被害者には、継続的な対応が求められるが、被害者を継続して支援していくのは難しい。生活圏内での被害であったり、加害者が顔見知りであったり、利害関係がある場合もあるので、相談員3名でそれらに対応できる体制が整えられるのか心配である。

愛媛大学では、共通教育「こころと健康」で、入学した1年生に、妊娠、出産、中絶の話を行っているほか、「母性の教育」についても、ここ数年意図的に行っている。助産師会でも講座などに熱心に取り組んでいるので、あらゆる機関との連携により体制を整えるのがよいのではないかと思う。

（塩崎会長）

助産師会など専門団体との連携や、専門機関へ協力を仰ぐというのも有効ではないかと思う。

（宮崎副会長）

相談窓口だけが受け皿となり、相談員3名で問題を抱えてしまうのではなく、あらゆる機関と連携し、被害者に必要な支援機関をコーディネートしていくのがよいのではないか。

（稲見委員）

大阪にある相談窓口では、産婦人科医など、繰り返し勉強をした方が相談に応じており、性犯罪被害に対する相談というのは、専門知識も必要とされる。相談員には専門家も交えた学習会などを行っていただきたい。

（加藤委員）

男女共同参画センターの一般相談のうち、性犯罪被害者からの相談はどのくらいあり、どのような対応を行っているのか。

（男女参画課）

「性・性被害」の相談は年間十数件あり、中長期的に継続したカウンセリングを行っている。被害直後の相談だけでなく、かなり月日が経過してからの相談もあり、相談者の心情に寄り添った対応が必要であると考えている。

（中村委員）

加害者の人権問題もあるとは思いますが、被害者を助ける前に、予防するという意味でも加害者への対策には取り組めないのか。

（宮崎副会長）

明らかに犯罪であれば、加害者は犯罪者として処罰を受けるが、被害者が事件にしたくないということもある。若い世代へのDV未然防止教育や、性教育などにより、地道に積み上げていくことが重要ではないか。

また、「被害者こころの支援センターえひめ」など、被害者をサポートしてくれる組織もあるので、そういった機関と連絡会をもって、相談員だけでは抱えきれない案件については、専門機関へつなぐというような整備が必要である。

（稲見委員）

性犯罪被害者は、相談に行きにくく、特に10代の若い世代などは相談できない。信じられないことだが、実父からの性的虐待も非常に多いのが現実で、安易に考えてはいけない。

（市川委員）

性犯罪は、犯罪として表面化するものよりも、潜在化している被害のほうが多いのではないかと思う。その要因としては、被害者が事件を人に知られたくないということもあるが、それ以上に被害者をサポートする体制が整っていないからではないかと思う。

性犯罪被害のレベルも多様だが、刑事的処罰を受けてもおかしくないような案件について相談に応じるとなると、DVのレベルを越えた、犯罪被害者支援といったレベルになるので、臨床心理士や弁護士が対応できる体制が備わっている機関「被害者こころの支援センターえひめ」等と連携していくのが現実的な対応ではないか。

（佐伯委員）

20歳未満の方の人工妊娠中絶の多さなどを見ると、幼少期からの教育の必要性を感じる。男女の性の違いを互いに理解することが重要であり、すぐに結果が出るものではないが、継続した教育の積み重ねが一番大事ではないかと思う。

（加藤委員）

被害者が相談しやすい体制を劇的に強化するのは難しいと思うが、相談者の心を癒せるような役割や、サポート体制を連携強化により充実させていただきたい。

（塩崎会長）

被害者が相談しやすい体制をつくり、継続して支援できるようにすることが非常に重要である。そのためには、相談窓口が中核施設の役割を担い、被害者のサポートに必要な支援機関との間をつないでいく、コーディネートしていくのがよいのではないかと考える。

また、性犯罪の加害者にも被害者にもならない対策として、若い世代から学習を積み重ねていくのが効果的ではないかと思う。